

学校法人 山野学苑 寄附行為

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人山野学苑と称する。

（事務所の所在地）

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区代々木1丁目53番1号におく。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 山野美容芸術短期大学 美容総合学科
- (2) 山野美容専門学校 美容専門課程
美容高等課程
- (3) 山野日本語学校

2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 貸室業
- (2) 席貸業
- (3) 美容業
- (4) 駐車場業

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人
- (2) 監事 2人
- (3) 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の学苑長
- (2) この法人が設置する短期大学の学長及び美容専門学校の校長

(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人

(4) 学識経験者、又は功労者の中から、理事会において選任した者 4 人

2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する理事は、学苑長、学長、校長、又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第 1 項第 1 号に定める学苑長、第 2 号に定める短期大学の学長及び専門学校の校長の職務を兼ねるときは、第 5 条第 1 項第 1 号の理事の定数 1 名又は 2 名を減ずることができるものとする。

(監事の選任)

第 7 条 監事は、この法人の理事、評議員、職員（この法人の設置する短期大学の学長、美容専門学校の校長、日本語学校の校長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）、又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第 8 条 役員（第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は 4 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第 9 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第 10 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長、副理事長の職務)

第 11 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

（理事の代表権の制限）

第 12 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長の職務の代理又は代行）

第 13 条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。

（学苑長の設置）

第 14 条 この法人に学苑長を置く。

2 学苑長は、理事会において選任する。

3 学苑長の任期は 4 年とする。ただし再任を妨げない。

4 学苑長は、学苑の創設者又は後継者の中から選任する。

（学苑長の職務）

第 15 条 学苑長は、この法人の設置する学校の教育を総括する。

（顧問）

第 16 条 本法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本法人に特別功労があった者のうちから理事会が委嘱する。

3 顧問は、本法人の業務について理事長の諮問に答える。

4 顧問は、理事会並びに評議員会に随時出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

（監事の職務）

第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（1）この法人の業務を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

（4）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（5）第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

（6）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

（7）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任限定契約）

第17条の2 理事（理事長、副理事長及び業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第44条の5において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項及び私立学校法施行規則第3条の3で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（理事会）

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第17条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（議事録）

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、19人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

第21条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

（諮問事項）

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 収益事業に関する重要事項

(10) 寄附金品の募集に関する事項

(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 24 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の学苑長

(2) この法人の設置する短期大学の学長及び美容専門学校の校長、日本語学校の校長

(3) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 2 人

(4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから、理事会において選任した者 4 人

(5) 評議員会から選任された理事以外の理事 2 人

(6) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人

2 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する評議員は、この法人の設置する学苑長短期大学の学長、美容専門学校の校長、日本語学校の校長、職員及び理事の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第 1 項第 1 号に定める学苑長、第 2 号に定める短期大学の学長及び美容専門学校の校長及び日本語学校の校長の職務を兼ねるときは、第 20 条第 2 項の評議員の定数 1 名又は 2 名を減することができるものとする。

(任期)

第 25 条 評議員(学苑長、この法人の設置する短期大学の学長、専門学校の校長たる評議員を除く。以下この条中同じ。)の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資 産)

第 27 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来、基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来、運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中、収益事業用財産の部に記載する財産及び将来、収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第 29 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席をした理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第 38 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 40 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

（解散）

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決

(2)この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3)合併

(4)破産

(5)文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1)役員及び評議員の履歴書

(2)収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類

(3)その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、山野学苑の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、下記の通りとする。

理事長	山 野	治 一
理 事	山 野	愛 子
理 事	寄 国	中 二
理 事	高 野	修 次
理 事	八 田	静 子
理 事	藤 元	伸 郎
監 事	水 野	敬 二
監 事	新 藤	ア イ

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成３年１２月２０日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成６年５月２４日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成７年１２月２２日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成９年１０月２７日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成１０年１２月２２日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成１５年３月７日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成１７年３月１０日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成１８年７月２１日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成２０年１２月１３日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成２３年４月１日）から施行する

。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成28年2月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年6月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年7月13日）から施行する。

附 則

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和2年8月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和5年8月3日）から施行する。